

# 『福島原子力企業協議会よろず相談窓口』ご利用案内

## 1. 相談できる方

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所でお仕事をされる全ての方  
(過去に携わった方も可。)

## 2. 相談内容

原子力発電所の運営に関連するあらゆる相談  
ただし、以下については受け付けないものとします。

- ① 他人のプライバシーに関わる内容
- ② 核物質防護に関わる内容
- ③ 明らかに誹謗・中傷と思われるような内容
- ④ 知的財産保護等に関する内容 など

なお、契約に関する相談も受け付けますが、必ずしも相談者が納得できる回答(例えば、仕事を提供しますというような)が得られるわけではありません。

## 3. 相談者の保護

- ・相談者のプライバシーは厳重に保護されます。
- ・**相談は記名でお願いします。**匿名による相談も可能ですが、ご回答等について十分お応えできない場合もあります。
- ・相談窓口で相談した行為自体を理由に、相談者が会社等から不利益な取り扱いを一切受けないよう徹底します。
- ・具体的な事案についての相談の場合、相談者のご了解をいただきながら、事実関係の調査を実施します。

## 4. 受付方法

### (1) 相談室へ直接お越しいただく場合

福島第一原子力発電所 協力企業棟 2階 企業協議会事務室  
平日の 10:00~12:00、13:00~16:00 の間、相談を受け付けます  
但し、都合により対応者が不在の場合は、後日ご連絡をいたします

### (2) 本用紙にてよろず相談受付箱へ投稿する場合

よろず相談受付箱は下記の場所に設けてあります  
福島第一原子力発電所 入退域管理施設 1階出入口内  
福島第二原子力発電所 企業センター厚生棟 1階玄関内

尚、**よろず相談受付箱へエコ委委員会(福島第一)行きの用紙、パートナーシップ委員会(福島第二)行きの用紙にて投稿された場合は、それぞれ東京電力 HD 事務局へお渡しします。**  
その際のご回答については、企業協議会からは行いません。

## 5. 回答方法

ご希望の回答方法(電子メール・電話・郵便等)で、「原子力企業協議会よろず相談窓口」事務局から相談者に直接回答いたします。

なお、東京電力 HD に関するものについては、エコ委委員会(福島第一)、パートナーシップ委員会(福島第二)で審議され公開されるとともに、「原子力企業協議会よろず相談窓口」事務局を通して相談者に直接回答いたします。

